

「岩手県動物愛護のあり方に関する提言書」
(案)

岩手県動物愛護推進協議会

平成29年10月

目 次

I はじめに

II 動物行政をめぐる県内外の現状について

- 1 動物行政をめぐる社会情勢の変化及び全国の状況
- 2 本県の現状と課題

III 動物愛護センター設置のあり方を含む動物愛護管理施策の方向性

- 1 動物愛護センター設置の必要性について
- 2 動物愛護センターが担うべき機能について
 - (1) 動物愛護思想の普及の拠点
 - (2) 適正飼育及び飼主のいない猫対策の推進の拠点
 - (3) 生存の機会の拡大の拠点
 - (4) 人獣共通感染症対策・調査研究の拠点
 - (5) 災害発生時の動物救護の拠点

IV 動物愛護センター整備に係る体制の具体化

- 1 保健所等との役割分担（既存施設の活用を含む）について
- 2 盛岡市との協働について
- 3 動物愛護センターの設置場所について
- 4 動物愛護センターの運営方法について

V おわりに

（資料）

資料 1 岩手県動物愛護のあり方検討ワーキンググループ設置要綱

資料 2 会議議事録

第 1 回 平成29年 6 月28日

第 2 回 平成29年 7 月21日

第 3 回 平成29年 8 月30日

第 4 回 平成29年 9 月27日

I はじめに

近年の動物愛護思想の高まりの中、平成25年の「動物の愛護及び管理に関する法律」（以下、「動物愛護法」という。）の改正、平成26年の「人と動物が幸せに暮らす社会の実現プロジェクト」（環境省）の発足により、終生飼養、犬猫の返還・譲渡の推進、殺処分ゼロ及び動物愛護センター設置等の動物愛護施策が推進されている。

県内においても、保健所による犬・猫譲渡事業、動物愛護団体による譲渡会並びに災害時の一時預かり等のボランティア活動の取組が行われているところである。

また、昨年の熊本地震や本県で発生した台風10号における対応においても、ペット同行避難、ペットの一時預かり等のボランティア活動について数多く報道されており、災害時の動物救護の重要性が改めて指摘されている。

一方、近年の動物愛護管理行政においては、多頭飼育、高齢者の動物飼養、動物の高齢化及び飼主のいない猫の増加など様々な課題が指摘されている。

県では平成26年3月に「第2次岩手県動物愛護管理推進計画」を策定したが、この計画の施策10「施設の整備等」において、「動物管理施設のあり方や動物愛護業務を集約的に行う施設の必要性については、動物愛護団体と連携して行う譲渡事業の進捗状況や県土が広い本県の特性等を考慮し、引き続き、中長期的な課題として検討する。」とされている。

本県の動物管理施設は、築30～40年経過して老朽化が進んだ狂犬病予防法に基づく犬抑留所であることから、譲渡動物の飼養に適した施設とはなっておらず、動物愛護の普及啓発に対応できる施設がない状況にある。

このような状況を踏まえ、岩手県動物愛護推進協議会として、平成29年6月から計4回のワーキンググループ会議を行い、動物愛護の拠点施設（以下、「動物愛護センター」という。）の設置のあり方を含めた、本県における動物愛護管理施策の方向性について提言をまとめ、「動物愛護のあり方に関する提言書」として作成したものである。

II 動物行政をめぐる県内外の現状について

1 動物行政をめぐる社会情勢の変化及び全国の状況

かつては、動物から人間への危害防止に重点が置かれ、「狂犬病予防法」等により犬の捕獲、殺処分をしていたが、近年の動物愛護の気風の高まりを受け、平成25年に「動物愛護法」が大幅に改正され、終生飼養、犬猫の返還及び譲渡の推進等が明記された。平成26年には、環境省において「人と動物が幸せに暮らす社会の実現プ

プロジェクト」が発足し、殺処分ゼロが最終目標に掲げられている。

全国的には、効果的・集約的に動物愛護に関する活動を実施するために、動物愛護の啓発や収容動物の適正飼養・譲渡等の機能を持つ「動物愛護センター」が設置されており、譲渡・ふれあい等の拠点として大いに活用されている。東北6県では、本県を除く5県及び仙台市で設置済みである。

なお、近年は香川、宮崎、京都、大分等、府県と保健所設置市等が共同で動物愛護センターを設置する例が増えている。

2 本県の現状と課題

本県では平成17年「犬による危害等防止条例」を廃止して、「動物の愛護及び管理に関する条例」が議員提案により制定された。

また、動物愛護団体等と連携し、第2次岩手県動物愛護管理推進計画に基づく返還譲渡施策を展開し、一定の成果が得られている。【殺処分数 H17：犬746頭 猫3,973頭⇒H28：犬45頭 猫426頭】

現在、動物愛護管理業務は、県内10ヶ所（盛岡市を含む。）の保健所（振興局保健福祉環境部等）が担っているが、担当職員（獣医師）1～2名及び狂犬病予防技術員兼犬猫引取り員1～2名の配置となっている。既存の収容施設は築30～40年経過し老朽化が進んだ狂犬病予防法に基づく犬抑留所であることから、譲渡・ふれあい等の動物愛護管理施策の実施に適した施設とはなっていないほか、不妊去勢手術や負傷動物の治療を行う施設もない。

一方、本県では、東日本大震災以降、災害時の動物救護や一時預かりの取組が県民にも周知され、また、犬猫の譲渡数も伸びているなど、動物愛護に関する県民の関心が高まっており、今後の施策推進のために動物愛護センター設置の必要性が認識されつつある。

Ⅲ 動物愛護センター設置のあり方を含む動物愛護管理施策の方向性

1 動物愛護センター設置の必要性について

平成25年の動物愛護法の改正により返還・譲渡の推進が明記され、平成26年の環境省の「人と動物が幸せに暮らす社会の実現プロジェクト」により殺処分ゼロを目指すことが掲げられており、本県の動物愛護施策の推進のためには、動物愛護の教育や普及啓発の拠点となり、動物とのふれあい・体験が可能で命の大切さや適正飼

養等を指導する機能をもった拠点施設の整備が望まれる。

また、既存の動物管理施設では、猫専用の施設がないなど譲渡動物を適正に長期間飼養するためには適さないほか、感染症対策が不十分な現状であることから、既存施設の改修や動物愛護センターの設置を検討する必要がある。

2 動物愛護センターが担うべき機能について

広大な県土を有する岩手県にふさわしい動物愛護センターとして、①動物愛護思想の普及の拠点、②適正飼育及び飼主のいない猫対策の推進の拠点、③生存の機会の拡大の拠点、④人獣共通感染症対策・調査研究の拠点、⑤災害発生時の動物救護の拠点、の5つの機能を備えることが望ましい。

(1) 動物愛護思想の普及の拠点

動物愛護の普及啓発の拠点として、動物の命を通じて学ぶ「いのちの教育」やふれあい体験教室などができ、疾病予防の必要性を啓発する機能や譲渡を受けた飼主の交流拠点としての機能、ボランティア活動の受け皿となり、ボランティアやそのリーダーを育成し、動物愛護活動を行っている個人や団体の保護・譲渡の活動の下支えをする機能を備えることが有効である。

(2) 適正飼育及び飼主のいない猫対策の推進の拠点

適正飼育の推進の拠点として、動物に関する相談窓口となり、付設するトリミングやドッグラン施設を活用した終生飼育を含めたペットの飼い方教室やしつけ教室などの適正飼育講習会の開催や動物取扱業の動物取扱責任者への研修会の開催など適正飼育の指導の拠点としての機能も求められる。

また、近年、社会問題化している飼主のいない猫対策（地域猫活動を含む。）として、不妊・去勢手術にも対応できる機能を備えることが望ましい。

(3) 生存の機会の拡大の拠点

生存の機会の拡大の拠点として、保護動物に対する感染症予防対策が十分に備わった飼養施設と一般社団法人岩手県獣医師会や国立大学法人岩手大学との連携による治療や不妊・去勢手術にも対応できる施設を備えることが望ましい。

また、高齢者でも安心して伴侶動物を飼育し、一緒に生活できる環境づくりや、

高齢等の理由で譲渡先が見つかりにくい動物のための生涯ボランティア制度を創設するなど、飼い主のいない保護動物を安心して新しい飼い主へ譲渡できる機能を有することが望ましい。

(4) 人獣共通感染症対策・調査研究の拠点

狂犬病をはじめ様々な人と動物の共通感染症（人獣共通感染症）に関する基礎的な調査研究や医師会、獣医師会等との連携による人獣共通感染症対策の拠点施設となり相談窓口機能を有することが求められる。

(5) 災害発生時の動物救護の拠点

ペット同行避難、ペットの一時預かり、ボランティア活動など、災害時の動物救護の支援・啓発機能を持ち、災害時に備えた市町村防災担当部局に対する働きかけや訓練を実施し、ペットフードやゲージの備蓄等をする機能を有することが望まれる。

IV 動物愛護センター整備に係る体制の具体化

1 保健所等との役割分担（既存施設の活用を含む）について

本県は広大な県土を有することから、センター方式で合理化するだけでなく、捕獲や保護された犬猫は、地域で返還譲渡を行うことを原則とし、当該地域で譲渡できなかったものについては動物愛護センターに移送し、センターで譲渡していくことが機能的と考える。このため、既存の動物管理施設については、統廃合と改修を行ったうえで、効率的に活用することとし、動物愛護センターについては、各地域からの受入基準や処分状況等を考慮した規模とすることが求められる。そうした上で、動物愛護センターと既存の動物管理施設が十分に連携することが有効と考えられる。

2 盛岡市との協働について

近年は、他府県において、動物愛護法に基づく事務を担当する府県と保健所設置市等が、共同して動物愛護センターを設置する例が多くなっている。本県においても、盛岡市が動物の飼養頭数が多い状況にあり、盛岡市と共同で設置することが県民の利便性に繋がるものと考えられる。

また、共同設置することにより、建設等の費用の節減、獣医師を含めた職員やこれまでに培ってきたノウハウの共有、盛岡市における地域猫に関する活動などの先進的な取組の全県的な拡大が期待できる。

3 動物愛護センターの設置場所について

動物愛護センターの設置場所は、盛岡市との共同設置や県民の利便性を考慮すると盛岡市又はその近郊に設置することが望ましい。

また、犬の鳴き声による騒音苦情が発生しないことも重要であり、ドッグランを付設する場合は、近隣施設への犬の鳴き声について配慮が必要である。

他県でみられるように、アニマルパークなど鳥獣保護施設等の動物関連施設が集めた区域を整備する場合は、感染症対策として十分な隔離措置等の配慮が必要である。

4 動物愛護センターの運営方法について

公共施設として効率的に運営し、責任を持って飼養動物を管理できるような運営をすることが重要と考えられる。そのために、専門的な知識を持った職員確保が求められる。一方、専門的な知識を要しない部分では、民間活力の導入を検討することも有効である。

ボランティアとの協働については、県民に動物愛護の目的を十分理解してもらう良き機会であることから、動物愛護センターが主体的に募集・育成することが望ましい。また、その活用については、一時預かり専門のボランティアやボランティアを仕切るボランティアなど適性に応じた役割を設定し、担ってもらうことが有効であると考えられる。

さらに、動物愛護センターの設置・運営については、名前の公募や支援の会の会員を募集し、会費を維持管理に充てるなど、広く県民の参加を促す仕組みを工夫することが望ましい。

V おわりに

岩手県動物愛護推進協議会において、本県の動物愛護管理の現状と課題、既存施設の扱いと動物愛護センターの必要性等、動物愛護センター設置のあり方を含め、本県にふさわしい動物愛護管理施策の方向性について検討を重ね、「動物愛護のあり方に関する提

言書」として取りまとめた。

県当局においては、この提言書の内容を精査し、関係機関等と調整のうえ、今後の方針を検討するうえで組み込めるものがあれば積極的に採用していただきたい。

(資料)

資料 1 岩手県動物愛護のあり方検討ワーキンググループ設置要綱

資料 2 会議議事録

第 1 回 平成29年 6 月28日

第 2 回 平成29年 7 月21日

第 3 回 平成29年 8 月30日

第 4 回 平成29年 9 月27日

資料 1 岩手県動物愛護のあり方検討ワーキンググループ設置要綱

(設 置)

第 1 条 動物行政の中核施設である動物愛護センターの整備に向けた施設のあり方を検討するため、岩手県動物愛護推進協議会設置要綱第 10 条に基づき、岩手県動物愛護のあり方検討ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 ワーキンググループの所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 動物行政の中核施設である動物愛護センターの整備に向けた施設のあり方に関する
こと
- (2) その他前条の目的を達成するために必要な事項

(組 織)

第 3 条 ワーキンググループは、岩手県動物愛護推進協議会の委員 7 名以内で組織する。

- 2 ワーキンググループは、座長及びその他の構成員（以下「グループ員」という。）をもって構成する。
- 3 座長は、グループ員の互選とする。

(会 議)

第 4 条 会議は、座長が招集し、議長となる。

- 2 座長は、必要に応じ、学識経験者等に対し会議への出席を求めることができる。

(事務局)

第 5 条 ワーキンググループの事務局は、岩手県環境生活部県民くらしの安全課内に置く。

(補 足)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、ワーキンググループの運営に関して必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 29 年 6 月 7 日から施行する。